銚子市建設工事適正化指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、銚子市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立、建設工事に係る紛争相談等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）建設業者　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の許可（同条第 3 項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。

（２）特定建設業者　法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可（同条第 3 項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。

（３）指定建設業　法第 15 条第 2 号に規定する指定建設業をいう。

（４）発注者　建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

（５）元請業者　下請契約におけるすべての注文者をいう。

（６）下請業者　下請契約におけるすべての請負人をいう。

（７）主任技術者　法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。

（８）監理技術者　法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。

（９）監理技術者補佐　法第 26 条第 3 項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。

(10) 特例監理技術者　法第 26 条第 4 項に規定する特例監理技術者をいう。

(11) 専門技術者　法第 26 条の 2 に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

(12) 特定専門工事　法第 26 条の 3 第 2 項に規定する特定専門工事をいう。

(13)公共工事　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号。)第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいう。

(14) 指導監督機関の長　建設工事の指導、監督等に関する事務を所掌する室等の長をいう。

（書面による請負契約の締結）

第３条　発注者と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも次に掲げる法第 19 条各号に規定された事項が記載された書面により締結しなければならない。

（１）工事内容

（２）請負代金の額

（３）工事着手の時期及び工事完成の時期

（４）工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
（５）請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
（６）当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
（７）天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
（８）価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
（９）工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
（10）発注者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
（11）発注者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
（12）工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
（13）工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
（14）各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
（15）契約に関する紛争の解決方法
（16）その他国土交通省令で定める事項

２　元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

（一括下請負の禁止等）
第４条　建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
２　建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはらない。
３　前第 2 項の規定は、公共工事及び共同住宅を新築する工事を除き、元請業者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には適用しない。この場合においても一括して他人に請け負わせることは極力避けるものとする。
４　建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

（下請契約の締結の制限）

第５条　特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

（１）下請代金の額が１件で 5,000 万円以上（建築一式工事にあっては 8,000 万円以上）である下請契約

（２）一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が 5,000 万円以上（建築一式工事にあっては 8,000 万円以上）となる下請契約

２　元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

（１）工事 1 件の請負代金の額が 500 万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500 万円）に満たない工事

（２）建築一式工事のうち延べ面積が 150 平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事

（技術者の適正な配置）

第６条　建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

２　市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が 5,000 万円以上（建築一式工事にあっては 8,000 万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

３　建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「政令」という。）第 27 条に定める建設工事においては、前 2 項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。ただし、監理技術者にあっては、発注者から当該建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。

　この場合、当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。

４　前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第 29 条に定める数を超えるときは、適用しない。

５　第 3 項に定める専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。

６　法第 26 条の 3 第 3 項から第 8 項の規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請

業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

（元請業者の義務）

第７条　元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

（１）元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。

（２）元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。

（３）元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと

（４）元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨及び当該事象の状況把握のための必要な情報を提供すること。

ア　地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

イ　騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

（５）元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見をきくこと。

（６）元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。

（７）元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から 20 日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。

（８）元請業者は、当該元請業者について、法第 24 条の 5 で規定する違反行為があるとして、下請業者が市長にその事実を通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。

（９）元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。

（10）発注者から直接工事を請け負った建設業者は、その工事における全ての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

（下請代金の支払条件）

第８条　下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と発注者との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次の事項を遵守しなければならない。

（１）元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。特に公共工事においては、発注者から現金で前金払がなされるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するように努めること。

（２）元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から１か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。

（３）特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が 4,000 万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第 7 号の申し出の日（同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日）から起算して 50 日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。

（４）元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。

（５）元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）については現金払とすること。

（６）手形期間は、60 日以内で、できる限り短い期間とすること。

（７）元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。

（８）元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

（下請業者の選定）

第９条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも次に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

（１）過去における工事成績が優良であること。

（２）その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。

（３）その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。

（４）その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
（５）その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
（６）財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
（７）建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
（８）一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用しているものにあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
（９）建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
（10）過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
（11）賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
（12）現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
（13）取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

（施工体制の把握）

第９条の２　特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が 5,000 万円以上（建築一式工事にあっては 8,000 万円以上）になるときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第 1 号又はこれに準ずるもの）」並びに「施工体系図（様式第 3 号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

なお、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 14 条の 2 第 1 項各号及び同条第 2 項各号に掲げる事項が、（同条第 2 項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。

２　前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、「再下請負通知書及び作業員名簿（様式第 2 号又はこれに準ずるもの）」を作成し、前項の特定建設業者に書面により通知しなければならない。

なお、当該通知は、前項の特定建設業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第 14 条の 4 第 3 項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録

され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第 14 条の 4 第 3 項に規定する添付書類に代えることができる。

3　前項の通知事項（添付書類を含む。ただし、公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く。）に変更があったときは、遅延なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の事項について、前項の例により通知しなければならない。

4　第 2 項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第 1 項の特定建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。

5　第 1 項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、公共工事にあっては発注者に提出し、公共工事以外にあっては発注者から請求があったときは、その発注者の閲覧に供しなければならない。

6　第 1 項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

7　公共工事についての第 1 項、第 2 項、第 3 項,第 4 項及び第 6 項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第 1 項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が 5,000 万円以上（建築一式工事にあっては 8,000 万円以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。

8　第 1 項の特定建設業者及び前項で読み替える建設業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第 4 号又はこれに準ずる様式により書面にて通知しなければならない。

　なお、当該通知は、規則第 14 条の 3 第 5 項で定めるところにより、当該下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該特定建設業者及び建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

9　第 2 項の下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第 5 号又はこれに準ずる様式により書面にて通知を行わなければならない。

　なお、当該通知は、規則第 14 条の 4 第 7 項で定めるところにより、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（雇用の改善等）

第 10 条　建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表に掲げる事項について措置するものとする。

2　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の

実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

3　発注者から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（下請業者選定等の届出等）

第 11 条　市発注の工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、下請業者との請負契約締結後 2 週間以内に下請業者選定通知書（様式第 6 号）に施工体制台帳及び施工体系図を添付し、指導監督機関の長に提出しなければならない。

2　市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を選任し、市との請負契約締結後原則として 7 日以内に現場代理人・監理技術者等選任届・工事着手届（様式第 7 号）を、指導監督機関の長に届け出なければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。

3　第 1 項の届出事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、下請業者変更届（様式第 8 号）により、第 2 項の届出事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、変更通知書（様式第 9 号）により、当該建設業者は、2 週間以内に指導監督機関の長に届け出なければならない。

4　第 1 項の提出並びに第 2 項及び前項の届出は、指導監督機関の長の承諾を得て、それぞれ、当該提出及び当該届出をすべき様式その他の書面を電磁的方法により提出し、及び届け出ることができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による提出及び届出をしたものとみなす。

　また、届出等に係る添付書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって当該添付書類に代えることができる。

（指導監督機関の長の措置）

第 12 条　指導監督機関の長は、前条第 1 項の提出があったときは、施工体制等点検表（様式第 10 号）に基づき施工体制等について点検しなければならない。

2　指導監督機関の長は、前項の点検のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 11 条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

3　指導監督機関の長は、前 2 項の点検及び調査の結果を速やかに点検等報告書（様式第 11 号）により、財政課管財室長に報告することができる。

4　財政課管財室長は、前項の報告に基づき、銚子市工事等検査要綱第 2 条第 2 号に規定する中間検査を行うことができる。

（不正事実の申告）

第13条　建設業を営む者にこの要綱に違反する事実があるときは、その利害関係人は市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

（指導・勧告等）

第 14 条　市長は、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発展を図るため、この要綱に違反した建設業者等に対し、次の各号に定める措置を行うものとする。

（１）この要綱に違反した建設業を営む者に対して、必要な指導、助言及び勧告を行うとともに、違反内容に応じ当該建設業許可行政庁等関係機関に通知すること。

（２）市の入札参加資格業者が前号の規定による指導若しくは勧告に従わないとき、又は第 11 条に規定する届出事項に虚偽の記載等があったときは、市発注工事の入札参加等に関し、考慮すること。

（コリンズへの登録）

第 15 条　市から直接、請負代金の額が 500 万円以上の建設工事を請け負った建設業者は、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が管理するコリンズ（工事実績情報システム）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認」を受けたうえ、登録機関に登録申請をし「登録内容確認書」が届いた際には、その写しを速やかに監督職員に提出しなければならない。

附　則

この要綱は、平成１８年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年２月１日から施行する。

別表（第 10 条関係）

〈雇用・労働条件の改善〉

（１） 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

（２） 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

（３）賃金は毎月 1 回以上一定日に通貨でその金額を直接、建設労働者に支払うこと。

（４）建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。

（５）労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

＜安全・衛生の確保＞

（６）労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

（７） 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

＜社会保険の加入＞

（８） 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険・厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険・国民年金に加入するよう指導に努めること。

（９） 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

＜福祉の充実＞

(10) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

(11) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

(12) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。なお、

その他の建設労働者に対しても、健康診断を行うよう努めること。

＜福祉厚生施設の整備＞

(13) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。

(14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

＜技術及び技能の向上＞

(15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

＜適正な雇用管理＞

(16) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(17) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

(18) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

＜その他＞

(19) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第７条の３各号に規定する法令を遵守すること。

様式第１号　　年　　月　　日

施工体制台帳

［会社名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許可	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

	区分	名称	住所
契約営業所	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

《下請負人に関する事項》

会　社　名		代 表 者 名	
住　　所			
工事名称及び工事内容			
工　　期	自　　年　月　日 至　　年　月　日	契　約　日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第１４条の２第２項）

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
・監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

様式第２号　　年　　月　　日

再下請負通知書

直近上位
注文者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告下請負業者】

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会 社 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元請名称	

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容			
工　期	自　　年　月　日 至　　年　月　日	注文者との契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び意見申出方法		専門技術者名	
主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会　社　名		代 表 者 名	
住　　所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及　　び 工 事 内 容			
工　　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契　約　日	年　　月　　日

建 設 業 の 許　　可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　　未加入 適用除外	加入　　未加入 適用除外	加入　　未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　　無

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第１４条の４第３項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

別添（様式第１号・様式第２号）

作　業　員　名　簿

（　　年　　月　　日作成）

元請確認欄	

提出日　　年　　月　　日

事業所の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所長名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　（　　次）会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	ふりがな 氏名	職種	※	生年月日 年齢	健康保険 年金保険 雇用保険		建設業退職金共済制度 中小企業退職金共済制度	教育・資格・免許 雇入・職長特別教育	技能講習	免許	入場年月日 受入教育実施年月日
				年　月　日							年　月　日
				歳							年　月　日
				年　月　日							年　月　日
				歳							年　月　日
				年　月　日							年　月　日
				歳							年　月　日
				年　月　日							年　月　日
				歳							年　月　日
				年　月　日							年　月　日
				歳							年　月　日
				年　月　日							年　月　日
				歳							年　月　日
				年　月　日							年　月　日
				歳							年　月　日
				年　月　日							年　月　日
				歳							年　月　日

（注）１.※印欄には次の記号を入れる。

現…現場代理人　主…主任技術者　作…作業主任者（（注）2）　女…女性作業員　未…18歳未満の作業員　職…職長　安…安全衛生責任者　能…能力向上教育　再…危険有害業務・再発防止教育

習…外国人技能実習生　就…外国人建設就労者　1特…１号特定技能外国人

（注）２.作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても　他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

（注）３．各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

（注）４．健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

（注）５．年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

（注）６．雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下４けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

（注）７．建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

（注）８．安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

（注）９．建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

（注）１０．記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

様式第３号

施　工　体　系　図

工事の名称	
工　　期	自　　年　　月　　日
	至　　年　　月　　日
発注者	銚子市

元請負人の商号又は名称		
監理技術者又は主任技術者		
監理技術者補佐		
専門技術者	氏　　名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般・特定の別	一般　・　特定	
工事の内容		
工　　期	年　月　日 ～　年　月　日	
主任技術者名		
特定専門工事の該当	有　・　無	
専門技術者	氏　　名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般・特定の別	一般　・　特定	
工事の内容		
工　　期	年　月　日 ～　年　月　日	
主任技術者名		
特定専門工事の該当	有　・　無	
専門技術者	氏　　名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般・特定の別	一般　・　特定	
工事の内容		
工　　期	年　月　日 ～　年　月　日	
主任技術者名		
特定専門工事の該当	有　・　無	
専門技術者	氏　　名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般・特定の別	一般　・　特定	
工事の内容		
工　　期	年　月　日 ～　年　月　日	
主任技術者名		
特定専門工事の該当	有　・　無	
専門技術者	氏　　名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般・特定の別	一般　・　特定	
工事の内容		
工　　期	年　月　日 ～　年　月　日	
主任技術者名		
特定専門工事の該当	有　・　無	
専門技術者	氏　　名	
	建設工事の内容	

様式第４号

年　　月　　日

（下請業者）　　様

作成建設業者　住　　所

商号又は
名　　称

代表者名

通　　知　　書

工　事　の　名　称	
工　　期	年　　月　　日　～　年　　月　　日

私は、上記工事に関し、（建設業法第２４条の８第１項／銚子市建設工事適正化指導要綱第９条の２第８項）*の規定により施行体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、通知します。

１ 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	

２　あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、（建設業法第２４条の８第２項／銚子市建設工事適正化指導要綱第９条の２第９項）*の規定により、再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

（注）　＊印は、不要なものを消して使用すること。

様式第５号

年　　月　　日

（再下請負通知人の下請業者）　　様

再下請負通知人　　住　　所

商号又は
名　　称

代表者名

通　　知　　書

工　事　の　名　称	
工　　期	年　　月　　日　～　年　　月　　日

私は、上記工事に関し、（建設業法第２４条の８第２項／銚子市建設工事適正化指導要綱第９条の２第９項）*の規定により再下請負通知人に該当することとなったので、通知します。

１ 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の商号又は名称	

２　あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、（建設業法第２４条の８第２項／銚子市建設工事適正化指導要綱第９条の２第９項）*の規定により、再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

（注）　＊ 印は、不要なものを消して使用すること。

様式第６号

下 請 業 者 選 定 通 知 書

年　　月　　日

銚子市長　　様

住　　所

商号又は
名　　称

代表者名

１．　工　事　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．　工　　期　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３．　請負代金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

上記建設工事の一部を請け負った下請業者については次のとおりですので、銚子市建設工事適正化指導要綱第１１条第１項の規定により提出します。

注文者名	下請に附した工事種別又は範囲	下請業者				下請区分（第１次、第２次下請等の区分
		商号又は名称 代表者氏名	住　所 電話番号	許可番号	許可業種	

※　添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれらの書類に係る添付書類

様式第７号

年　　月　　日

銚子市長　　様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名

現場代理人・監理技術者等選任届
工事着手届

年　月　日付け契約に係る工事について、次のとおり現場代理人及び監理技術者等を選任し、また、工事に着手したので届け出ます。

工事名						
工事箇所						
工期			年　月　日 ～ 年　月　日			
実施着手			年　月　日			
現場代理人		氏名				
		住所				
		生年月日	年　月　日			
技術者	□ 主任技術者 □ 監理技術者 □ 特例監理技術者	氏名				
		住所				
		生年月日	年　月　日			
		法令による免許				
		専任・兼任の別	□ 専任		□ 兼任	
		監理技術者資格者証	交付番号		有効年月日	
		監理技術者講習修了証	修了証番号		修了年月日	
	□ 監理技術者補佐	氏名				
		住所				
		生年月日	年　月　日			
		監理技術者資格者証	交付番号		有効年月日	
		監理技術者講習修了証	修了証番号		修了年月日	
	□ 専門技術者	氏名				
		住所				
		生年月日	年　月　日			
		法令による免許				
		専任・兼任の別	□ 専任		□ 兼任	

※　添付書類　　主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し。

※　法令による免許がない者は、必ず別紙の経歴書を添付すること。

様式第７号　別紙

経　　歴　　書

☐ 現場代理人　☐ 専任の主任技術者　☐ 兼任の主任技術者
☐ 監理技術者　☐ 特例監理技術者　☐ 監理技術者補佐
☐ 専門技術者

ふ　り　が　な		生年月日
氏　　名		年　　月　　日　　生
現　住　所		
学　歴　・　職　歴　・　免　許		
最　終　学　歴		年　　月　　日　　卒業
法令等よる免許		年　　月　　日　　取得
職　　歴		自　　年　　月
		至　　年　　月
		自　　年　　月
		至　　年　　月
		自　　年　　月
		至　　年　　月

経　　歴			
発　注　者	名　　称	請負代金額	期　　間
		円	自　　年　　月
			至　　年　　月
		円	自　　年　　月
			至　　年　　月
		円	自　　年　　月
			至　　年　　月
		円	自　　年　　月
			至　　年　　月
		円	自　　年　　月
			至　　年　　月

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏名

様式第８号

下　請　業　者　変　更　届

年　　月　　日

銚子市長　　様

住　　所
商号又は名称
代　表　者　名

１．工　事　名

２．工　　期　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３．請負代金額　　円

上記建設工事に関し、通知した下請業者について、次のとおり変更したので銚子市建設工事適正化要綱第１１条第３項の規定により届出します。

区　　分		変更前	変更後
注　文　者　名			
下請に附した工事種別又は範囲			
下請業者	商号又は名称 代表者氏名		
	住　所 電話番号		
	許可番号		
	許可業種		
下　請　区　分			
変　更　日		年　　月　　日	

※添付書類
施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

様式第９号

年　　月　　日

銚子市長　　様

住　　所

商号又は名称

代　表　者　名

変　　更　　通　　知　　書

工　事　名

工事箇所

工　　期　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

上記建設工事に関し、届出事項について、次のとおり変更したので銚子市建設工事適正化要綱第１１条第３項の規定により通知します。

区　分	変　更　前	変　更　後
氏　　名		
住　　所		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
免許・資格		
変　更　日	年　　月　　日	

※ 添付書類

(1)主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

(2)専門技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による）

（注）　監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

様式第１０号

施　工　体　制　等　点　検　表

工　事　名　：

請 負 業 者 名 ：

Ⅰ　事前点検

◎　請負業者から提出された施工体制台帳の整備状況を事前に点検

点　検　事　項	結　果
1　施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか	
①　作成建設業者の建設業許可業種・許可年月日・許可番号	
②　健康保険等の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	
③　建設工事の名称、内容及び工期	
④　発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
⑤　発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）	
⑥　監理（主任）技術者等の氏名、資格（工種）及び専任の技術者であるか否かの別	
⑦　作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された発注者への通知書の写し）	
⑧　専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
⑨　下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号並びに請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類	
⑩　全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期	
⑪　全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日	
⑫　作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等、当該監督員の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し）	
⑬　下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）	
⑭　下請負人が置く主任技術者の氏名、資格又は実務経験年数及び専任か否かの別	
⑮　下請負人が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
⑯　１次下請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	

点　検　事　項	結　果
2　施工体制台帳の添付書類は揃っているか	
(1)　２次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写しが提出されているか確認 （全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。） ア．建設工事標準下請契約約款を使用 イ．同約款に準拠した内容をもつ下請契約書を使用 ウ．その他	
(2)　イ又はウの場合、下請契約書に法第１９条にある全ての事項が含まれているか	
①　工事内容	
②　請負代金額	
③　工事の着手及び完成時期	
④　請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払時期及び方法	
⑤　当事者の一方から設計変更、工事着手の時期の延期又は工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
⑥　天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
⑦　価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
⑧　工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
⑨　注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
⑩　注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	
⑪　工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法	
⑫　各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
⑬　契約に関する紛争の解決方法	
(3)　監理技術者等が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）	
(4)　監理技術者等が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（住民税特別徴収税額通知書や雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）等の写し）（別記１参照）	
(5)　作成建設業者が請け負った建設工事に関し主任技術者又は専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し（別記１参照）	
3　再下請負通知書は提出されているか、又は記載事項に不備はないか	
4　元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等）	
5　一括下請けに該当すると思われる請負契約関係はないか	
6　不必要な重層下請けとなっていないか	
7　上請け、横請けの可能性の確認	
8　下請負人の中に無許可業者がいる場合に５００万円以上（建築一式工事にあっては１，５００万円以上）の下請けをさせていないか	
9　作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が５，０００万円（建築一式工事にあっては８，０００万円）以上になっていないか	

Ⅱ　現場点検

◎　現場における標識、施工体制、技術者等の点検

1　標識等の掲示

点　検　事　項	結　果
(1)　下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示	
(2)　元請負人の、建設業許可に関する標識の掲示	
(3)　建退共制度導入事業者であることの標識（シール）の掲示	
(4)　労災保険に関する掲示	

2　施工体制等

点　検　事　項	結　果
(1)　施工体制台帳は、現場に備え付けられているか	
(2)　工事所管課長に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか	
(3)　施工体系図は、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示されているか	
(4)　元請負人の直営部分の施工状況の確認	
①　事前点検時に一括下請等の可能性がある場合については、より詳細に確認	
②　直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認	
(5)　下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認	
(6)　下請負人の中に無許可業者がいる場合に５００万円以上（建築一式工事にあっては１，５００万円以上）の下請けをさせていないかどうか確認	

3　監理技術者等の配置状況

点　検　事　項	結　果
(1)　監理技術者等の現場専任制等について（監理技術者及び特例監理技術者に対しては資格者証の掲示を求める）	
①　当該監理技術者等の現場専任制の確認	
②　当該監理技術者等が、施工体制台帳等に記載された技術者と同一人物であることの確認	
③　当該監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認（別記１参照）	
④　当該監理技術者等の能力及び実質的な関与の状況の確認（別記２参照）	

4　下請業者の使用状況

点　検　事　項	結　果
(1)　施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業をしていないか	
(2)　下請業者の施工状況、内容及び下請金額が下請負契約書に同じか	
(3)　下請業者が置く主任技術者の現場専任制等について	
①　当該主任技術者の現場専任制の確認（下請契約４，５００万円以上、建築一式は９，０００万円以上）	
②　主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認	
③　当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認（別記１参照）	
④　当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認（別記２参照）	

別記１　技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

（１）直接的な雇用関係にあることの確認

監理技術者（次のいずれかにより確認）

① 監理技術者資格者証の交付年月日又は変更履歴

② 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の所属建設業者の商号又は名称

④ 健康保険（厚生年金）被保険者標準報酬決定通知書の所属建設業者の商号又は名称

⑤ 有効な健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称

主任技術者及び専門技術者（次のいずれかにより確認）

① 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の所属建設業者の商号又は名称

③ 健康保険（厚生年金）被保険者標準報酬決定通知書の所属建設業者の商号又は名称

④ 有効な健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称

備考

「直接的な雇用関係」とは、技術者と企業の間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在することをいい、以下の要件を満たす場合と解す。

・住民税特別徴収税額通知書や雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要

（在籍出向者、派遣社員は認められない。）

（２）恒常的な雇用関係にあることの確認

監理技術者（次のいずれかにより確認）

① 監理技術者資格者証の交付年月日又は変更履歴（裏書）

② 住民税特別徴収税額通知書の交付年月日

③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の資格取得年月日

④ 健康保険（厚生年金）被保険者標準報酬決定通知書の交付年月日

⑤ 有効な健康保険被保険者証の交付年月日

主任技術者及び専門技術者（次のいずれかにより確認）

① 住民税特別徴収税額通知書の交付年月日

② 健康保険（厚生年金）被保険者標準報酬決定通知書の交付年月日

③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の資格取得年月日

④ 有効な健康保険被保険者証の交付年月日

備考

「恒常的な雇用関係」とは、施工管理業務に従事する一定の期間にわたり当該企業に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること、かつ、企業及び技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任をもって技術者を工事現場に設置できるとともに、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できることをいい、市が発注する公共工事における専任の監理技術者又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。

所属建設業者から入札の申込みのあった日（指名競争入札に付す場合であって入札の申込みを伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に３か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更（注）があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、３か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

（注） 合併、営業譲渡及び会社分割については、その契約書及び登記簿の謄本等により確認するものとする。

別記２　　技術者の実質的関与についての確認方法

（1） 発注者との協議において、主体的な役割を果たしていることの確認
（2） 住民への説明において、主体的な役割を果たしていることの確認
（3） 官公庁等への届出において、主体的な役割を果たしていることの確認
（4） 近隣工事との調整において、主体的な役割を果たしていることの確認
（5） 施工計画の作成において、主体的な役割を果たしていることの確認
（6） 工程管理において、主体的な役割を果たしていることの確認
（7） 出来形・品質管理において、主体的な役割を果たしていることの確認
（8） 完成検査において、主体的な役割を果たしていることの確認
（9） 安全管理において、主体的な役割を果たしていることの確認
(10) 下請業者との施工調整、指導監督において、主体的な役割を果たしていることの確認

様式第１１号

年　　月　　日

財政課管財室長　　様

指導監督機関の長

点　検　等　報　告　書

下記工事について点検等をしたところ別添のとおりでしたので、銚子市建設工事適正化指導要綱第１２条第３項の規定により報告します。

記

工事名	
請負業者名（商号又は名称）	
本店又は営業所所在地	
契約年月日	年　月　日
請負代金額	円
工期	年　月　日～　年　月　日

別　　添

点検等年月日	年　　月　　日
１．点検事項	点検結果（該当事項に○をする）
（１）　施工体制台帳の整備状況	イ．適正　　ロ．一部不適正　ハ．不適正
（２）　下請契約書	イ．建設工事標準下請契約約款を使用 ロ．同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ．その他
（３）　一括下請又は不必要な重層下請	イ．疑いがない　ロ．疑いがある
（４）　標識等の掲示	イ．適正　　ロ．一部不適正　ハ．不適正
（５）　施工体制及び施工体系図の確認	イ．適正　　ロ．一部不適正　ハ．不適正
（６）　監理（主任）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐の配置状況	イ．適正　　ロ．一部不適正　ハ．不適正
（７）　下請業者の使用状況	イ．適正　　ロ．一部不適正　ハ．不適正
（８）　社会保険の加入状況	イ．適正　　ロ．一部不適正　ハ．不適正
２．その他の事項（具体的に記入）	
（不適正等の内容）	
（指導状況）	

点検（調査）者職・氏名